

A 第二次国府台合戦と小金城主高城氏

37 北条氏康書状／永禄7(1564)・1・4／秩父氏・西原氏宛て

☆「安房の里見軍五〇〇〇六〇〇騎が、小金領内の市川(市川市市川付近)に陣を敷き、岩槻(さいたま市)太田氏へ兵糧を送ろうとするも、価格の折り合いが付かず、今に至っている。この機を逃さず攻撃すべきです」と、遠山氏ら江戸衆(千代田区)や、小金城(松戸市小金)の高城氏が何度か進言してきた。☆そこで明日、各自軍備を整え、しかし腰兵糧ほどの携行食で、小田原城(小田原市の北条家本拠)から部隊毎に出陣することに決した。ゆえに絶対に明日の昼より前に小田原へ到着すること。☆兵糧が調達できなければ、小田原城下で借り受けること。今回の戦いは三日分の用意で十分なので小荷駄(荷物運搬役)陣の随行は不要、所定数の騎馬侍や徒歩侍が揃い次第、相応の軍装を整えて必ず明日昼以前に小田原へ到着せよ。今回は(持久戦や調略ではなく)実際の戦闘になることは必至なので、たとえ中間・小者でも戦える者は総動員せよ。☆なお以上の事々は、近隣の土屋氏・大見三人衆にも伝達せよ。

38 北条家朱印状／永禄7(1564)・5・10／西原源太宛て

☆主人たる北条家当主より従者たる西原源太に与える給分の米を増して、新たに二十俵を下す。☆この秋の収穫から仁田郷(静岡県田方郡函南町仁田)の「西原力」善右衛門尉が代官を務める領分において、北条家への納入以前の段階で受け取ること。☆今後一層奉公を疎かにせず、尽力すること。以上。

B 給与保証は、繰り返すことに意味あり

39 北条家朱印状／永禄6(1563)・4・晦日／西原源太宛て

☆仁田郷の田畑から上がる得分より十貫(銭一〇〇〇枚分)を与える。☆この秋の収穫から適用を許すので(権利)、それに見合った奉仕(義務)を果たすように。

40 北条家朱印状／元亀2(1571)・4・10／西原源太宛て

☆給米二十俵(②)と給分十貫(③)。以上。☆いずれも仁田郷の給田から与える。☆郷内は上田から下田まで収穫物を混じて均質化させた上、代官倉地

の又代官原神左衛門と名主藤左衛門の管理分から受け取るように。以上。

C 境界地帯の苦勞Ⅰ — 下総北部編 —

41 足利義氏書状／永禄 8 (1565)・3・6 以前力／豊前氏宛て力

☆「追而書」追伸」繰り返すが、今回は迅速に帰還し、関宿城（野田市）攻撃の先導者として活躍すること。

☆「本文」 今回は（義氏の伯父で岳父の）北条氏康に招聘されたので、公方の私はこの地へ参った「どこかは不明」。今回の（築田氏の本拠）関宿城攻撃にあたり、私は即座にお前「豊前氏力」の御用を免じ（て時間を空けさせ）たのだから、北条氏政（義氏の従弟）が関宿方面へ進軍する際には、先導者として積極的に奉仕せよ。 ☆私から何度も申し聞かせたように、氏康は江戸城（千代田区）まで出馬してきたので、氏政からの口添えが確実に氏康へ伝わるよう（父から息子へ伝わるよう）、様々な議題に交えて申すように。 ☆そこで、千葉胤富が私へ進上した隼を一羽、お前に送ろう。以上のことを完璧に理解し、取り行うこと。

42 足利義氏書状／永禄 9 (1566)・3・28／豊前山城守宛て

☆今回、凶悪な上杉謙信方の軍勢が臼井城（佐倉市。原氏本家の拠点）攻撃のために陣を張ったが、お前は私へその様子を頻繁に報告してきた。その行いに私はこの上なく感じ入っている。 ☆さて、お前は五日前の三月二十三日に味方が大攻勢をかけ、敵は五千余りの戦傷者・戦死者を出し、二十五日に敗北したと連絡してきたな。簡潔で要領を得た重要な報告で、私は本当に満足している。 ☆今回、北条氏康・氏政父子（義氏の伯父かつ岳父と従弟）による臼井城救援の作戦に際して、私もその地へ出馬すべく静かに待機していたのだが、その前に上杉勢を確実に排除してしまったので、私の出番が失われて残念だ。その他諸々あるが、詳細はこの書状を届ける使者二人から口上で伝える。

D 境界地帯の苦勞Ⅱ — 伊豆北部編 —

43 北条氏忠判物／永禄 13 (1570)・5・22／西原源太宛て

☆今回、西原小屋（西原氏が守備すべき小規模城郭、または城の一区画）へ敵（の武田軍力）が攻撃を仕掛けたが、西原はよく籠城して活躍したその様は、ほかに比べようのないほど見事であった。 ☆今後一層、良い働きをみせるならば、

御本城様（北条家当主の氏政）へお伝えし、より重用される（恩賞も期待できる）ようにしよう。以上。

44 北条氏忠朱印状／元龜 2 (1571)力・9・26／西原源太宛て

☆「伊豆国（静岡県東部）で給与として与えられた田畑は、武田軍の侵略によって不作という事態に陥り、本来得られるべき収入が途絶えてしまいました」という西原の嘆願が出された。さぞ困窮されていたようから、錢五貫文（五〇〇〇枚）と従者二人を雇える分の米（一日当たり米一升。一年で十俵前後）を与える。この御給与（錢のみカ）を受け取るための御証文（御配符）は後日改めて遣わそう。御扶持米の方は、今年の九月から来年の七月までの十一ヶ月分を、篠窪弥太郎に与えた分から差し引いて受け取るように。以上。

E 村の動員忌避 ―戦国大名ってホントに強大？―

45 北条家朱印状／永禄 8 (1565)力・2・2／西原源太宛て

☆北条家当主より西原源太へ陣夫をお下しになること。 ☆一疋（馬一匹と陣夫一人）を坂間郷（神奈川県平塚市坂間）より。 ☆以前は寄親大藤氏の軍事指揮下にある同心（寄子）西原源太への給分として、北条家より陣夫が下されてきた（ので、西原源太は坂間郷から実際に陣夫を徴発してきた）。しかし近年、実際に役を務めるべき土地から夫を徴発せず、夫錢徴収での代替が常態化した結果、西原源太から「陣夫が調達できず、北条家ご当主への御用が果たせないので、新たなご対応をお願いしたい」との嘆願が出されるに至った。そこで今回、実際に陣夫を下されることになった。この春より実際の陣夫（現夫）を召し使い、北条家の役を果たせ。以上。

46 北条家朱印状／永禄 8 (1565)力・2・10／坂間郷代官・百姓中宛て

☆大藤氏に属する寄子たちは近年、各自が実際の陣夫を徴発するのではなく、北条家より下された給錢を当該町・村から受け取り、以て寄子が陣夫を雇用する錢（夫錢）に充当する方法で役目を果たしてきた。 ☆ところが今回、近年のこの方法では「北条家ご当主の親衛である御馬廻衆付きの陣夫が調達しきれない」事態に立ち至った。 ☆そこで本来役を課されている町・村から実際に陣夫を徴発する（夫丸）元来の方法に戻すよう、北条家ご当主発給の御印判状を

坂間郷（神奈川県平塚市坂間）へ遣わし（命令し）たのだが、坂間郷側は「近年どころか元来、夫銭を出すことで済ませてきました」と述べているとのこと。
☆もしも坂間郷へかつて、「未来永劫夫銭での代替を許す」といった御印判状が発給され、所持するのなら、即座に北条家に披露せよ。そのような証拠も無いのに今回の御印判の命に背くのは、法に違反している。ゆえに「どんな手段を用いても実際の陣夫（人頭）を供出せよ」とご当主からの御命令である。必ず実際の陣夫（現夫）の供出で奉公とすること。以上。

F 戦場のリアル ― 長期戦の影響を受けた松戸・市川・白井―

47 今川氏真書状／永禄11（1568）・12・6／西原源太宛て

☆武田軍の攻撃で駿府城（静岡市）を放棄し、掛川城（掛川市）へ移動する際し、西原善衛門尉の身命を捨てた軍忠は比類ない。☆私の意に叶うものなので、貴殿の主人である北条氏康（北条家先代当主で氏真の義父）へも伝える。

48 千葉胤富書状／永禄12（1569）・2・29／豊前山城守宛て ※胤富は小金城在番

☆敵の里見軍が松戸と市川の耕地を荒らしたのち二月二十六日に一旦撤退、白井方面（佐倉市白井付近）に転進して村々に放火して回り、二十八日に椎津（市原市椎津）へ撤退した。これらは私から小田原北条家へ知らせた。貴殿からもその地の状況報告をされるがよからう。☆他方常陸（茨城県）方面の戦況に変化はなく、昨二十八日も小田氏治（つくば市小田城主）からその旨書状が送られてきたので、北からの脅威は迫っていないようだ。☆下総内外のかかる状況下、北条軍は三か月もの間、薩埵山（静岡市清水区）に陣を張って武田軍と対峙し続けているので、公方様（足利義氏）は憂慮されておられよう。しかし武田軍は日を逐って疲労しているので、こちらの思惑とおりに推移している。

49 今川氏真書状／永禄12（1569）・4・20／西原源太宛て

☆掛川城近くの本宮山で軍忠を挙げた上に戦傷を負ったことは、まことに感じ入った。☆掛川城で今後も忠勤に励んでほしい。